

## 令和4年関川村議会12月（第12回）定例会議会議録（第2号）

### ○議事日程

令和4年12月15日（木曜日） 午後3時00分 開議

- 第 1 陳情第5号 「家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求め  
める意見書」の採択を求める陳情
- 第 2 発委案第7号 脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議の提出について
- 第 3 発委案第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（国）
- 第 4 発委案第9号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（県）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 陳情第5号 「家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求め  
める意見書」の採択を求める陳情
- 第 2 発委案第7号 脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議の提出について
- 第 3 発委案第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（国）
- 第 4 発委案第9号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（県）
- 

### ○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君

教 育 長                    佐 藤 修 一 君  
総 務 課 長                野 本                    誠 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長                熊 谷 吉 則  
副 主 幹                    小 池 由 美 子

午後3時00分 開 議

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行にご協力をお願いします。

---

日程第1、陳情第5号 「家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、陳情第5号 「家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

#### 記

1. 審査月日 12月8日
2. 出席者 委員長、委員全員、議会事務局副主幹
3. 付託件名 陳情第5号 「家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書」の採択を求める陳情
4. 審査結果 陳情第5号は、不採択とすべきものと決定いたしました。
5. 委員会の意見

昨年12月に、同じ陳情団体から、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食糧支援策を講じ、食料需給率の向上を求める陳情がありましたが、「家族農業10年」「学校給食へ地元産米提供」「輸入農畜産物の残留農薬物検査」は、それぞれに実施や対策を取っており、「農業者戸別所得補償制度の復活」は、これに代わる政策を実施していることから、復活は容易でないと判断し、不採択としました。

このたびも同じ理由により、賛同できません。

以上の理由から、不採択とすべきものと決定いたしました。

以 上

令和4年12月15日

関川村議会産業建設常任委員会  
委員長 高橋正之

関川村議会議長 渡邊秀雄 様

- 議長（渡邊秀雄君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。
- 5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。委員長にお尋ねします。委員会の中での、賛成、反対、同意もしくは反対の意思。これ、全会で反対だったのか。何対何ぐらいだったのか伺います。
- 産業建設常任委員長（高橋正之君） 賛成ゼロ、反対4名でした。
- 議長（渡邊秀雄君） よろしいですか。4番、伊藤敏哉さん。
- 4番（伊藤敏哉君） 委員会の意見のところ、下から2行目ですね、これに代わる政策を実施していることから復活は容易でないと判断されたとありますけれども、この復活も大切だけれども容易ではないから不採択としたということですから、何ていうのか、戸別所得補償制度に反対だということではないわけですか。その点、確認させていただきます。
- 産業建設常任委員長（高橋正之君） これはですね、以前にも戸別補償政策を取っていたときに、なくなるわけですが、政権交代後にこれに代わるものを、まめにいろんなことを代わるもの以上に支援はされているということで、不採択ということにしております。
- 議長（渡邊秀雄君） よろしいでしょうか。4番、伊藤さん。
- 4番（伊藤敏哉君） もう1点、関連なんですけれども、家族農業10年ですとか、学校給食への地元産米提供ですとか、このあたりについてはこれから国でも法律改正についての協議するようなんですけれども、この点についても賛同意見というのはなかったのでしょうか。その1点だけ、最後にお願います。
- 産業建設常任委員長（高橋正之君） 陳情の題名は若干違っているんですけども、昨年と同じ、昨年不採択にされたんですけども、もっと真剣に農家の立場で陳情であればという意見もありました。そういうことで、前回同様不採択になったという経緯でございます。
- 議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。
- 委員長、ご苦労さまでした。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。
- これより陳情第5号を採決します。
- この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立少数です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

日程第2、発委案第7号 脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、発委案第7号 脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君）

発委案第7号

脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年12月15日

提出者 関川村議会運営委員会  
委員長 小澤 仁

関川村議会議長 渡邊秀雄様

脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、脱炭素調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 特別委員会の名称 脱炭素調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 構成員 9人
4. 調査議件 持続可能な地域脱炭素の実現に向けた取組等の調査研究
5. 調査期限 調査研究が終了するまで

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 提案者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

提案者、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第7号を採決します。

お諮りします。議会運営委員長小澤 仁さんから提出されました脱炭素調査特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、発委案第7号は可決されました。

しばらく休憩します。

午後3時12分 休憩

---

午後3時14分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました脱炭素調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、脱炭素調査特別委員会の委員の選任については、名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後3時15分 休憩

---

午後3時18分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に、脱炭素調査特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

脱炭素調査特別委員会委員長に伝 信男さん。副委員長に小澤 仁さん。

以上のとおり、報告がありました。

---

日程第3、発委案第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について(国)

日程第4、発委案第9号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（県）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、発委案第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（国）並びに日程第4、発委案第9号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（県）を一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

発委案第8号

防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進及び拡充を求める意見書の提出について（国）  
関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年12月15日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会  
委員長 高橋 正之

関川村議会議長 渡邊 秀雄 様

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書（国）

本文は省略させていただきます。

#### 記

1. 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を、通常予算と別枠で確保して継続的に取り組むこと。
2. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び国道、河川、ダム管理に係る人員体制の充実強化や災害対策に必要な資機材のさらなる確保に取り組むこと。
3. 日本海に注ぐ荒川の「荒川水系河川整備計画」を着実に推進し、一層の整備促進を図ること。

以上

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月15日

新潟県関川村議会 渡邊 秀雄

提出先

内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	松本剛明	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
農林水産大臣	野村哲郎	様
経済産業大臣	西村康稔	様
国土交通大臣	斉藤鉄夫	様
内閣官房長官	松野博一	様
衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様

発委案第9号

防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進及び拡充を求める意見書の提出について（県）  
関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年12月15日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会  
委員長 高橋 正之

関川村議会議長 渡邊 秀雄 様

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書（国）

本文は省略させていただきます。

記

1. 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を、通常予算と別枠で確保して継続的に取り組むこと。
2. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧のため、県の災害関連部局及び地域振興局に係る人員体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材のさらなる確保に取り組むこと。
3. 荒川水系・荒川圏域河川整備計画に基づく、河川の整備促進を図るとともに、県管理河川において、治水土支障となる立木の伐採及び堆積土砂の浚渫など維持管理を徹底すること。

以 上

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月15日

新潟県関川村議会 渡 邊 秀 雄

提出先

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに発委案第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（国）の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第8号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

次に、発委案第9号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について（県）の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第9号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時26分 散 会